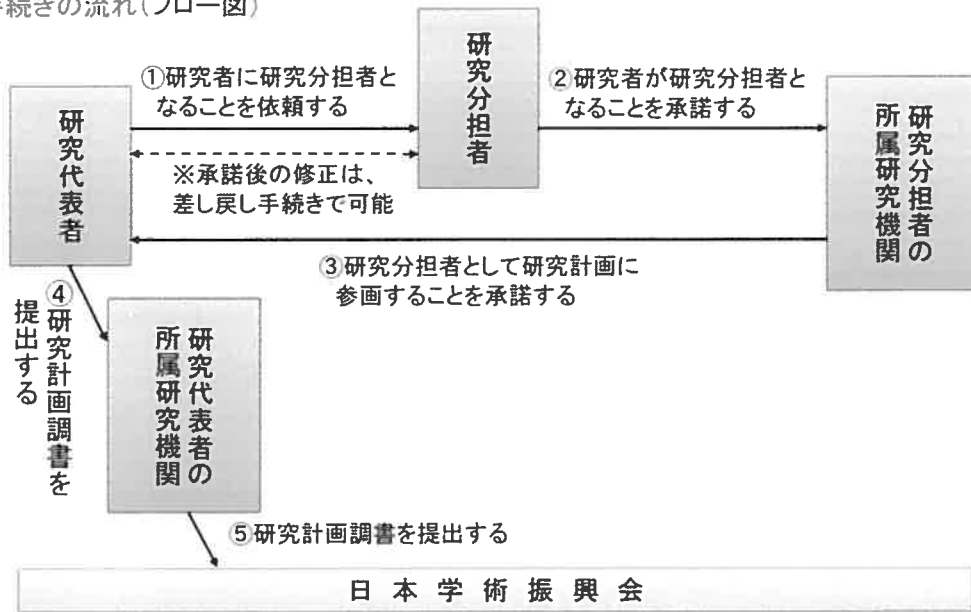


## ＜研究組織に研究分担者を加える場合の手続について＞

研究組織に研究分担者を加える場合、研究分担者となることの承諾を得る手続きを電子申請システムで行います。手続きにあたっては、研究代表者、研究分担者、それぞれの手続きが必要です。

### 研究分担者承諾書の電子化①

手続きの流れ(フロー図)



研究代表者が行う手続	研究分担者が行う手続	研究分担者が所属する研究機関が行う手続
① 研究分担者になることを依頼	② 研究分担者になることを承諾	③ 研究機関として研究分担者になることを承諾
研究分担者になることを依頼するに、電子申請システムを通じて研究分担者として参画を依頼	研究代表者から電子申請システムを通じて研究分担者としての参画の依頼を受け承諾（又は不承諾）を選択	研究分担者が承諾をした情報が電子申請システムを通じて示され、研究機関としても承諾等の手続きを行う



